

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2022.9.10発行〈通巻第536号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



コロナ禍と労働災害発生状況

感染症対策と高齢労働者対策が課題	2
「命の救済」と「すき間・格差のない救済」を求めて 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が省庁省交渉	5
深刻な人手不足の大阪がねらう外国人労働者の活用	7
死ぬまで元気です vol.51 右田孝雄	11
韓国からのニュース	13
前線から	16
クラブマネージャーの石綿ばく露救済事案／大阪	

8月の新聞記事から／19
表紙／全国労働安全衛生センター連絡会議省庁交渉
(2022年9月6日 詳細は次号)

コロナ禍と労働災害発生状況

感染症対策と高齢労働者対策が課題

新型コロナウイルスの感染者数増加が止まるところを知らない状況だ。第7波が到来して以降、1日に20万人をこえる日があり、累積の感染者数は間もなく2千万人を超えそうだ。

コロナ禍の労働災害が激増

もし感染が職場由来のものであれば、労働安全衛生法に定める労働災害なので、当然事業者は、法律上の措置をとらなければならない。感染が陽性であることが判明し、4日以上休業をした労働者がいれば、1件ごとに労働基準監督署に死傷病報告を提出する義務がある。休業したことによりその分の賃金を受けられなかった労働者は、労災保険の休業補償給付を請求することができる。

こうした点について、全国労働安全衛生センター連絡会議で取り組みを進めたところ、厚生労働省は一昨年4月の早い段階からの周知をはかってきた。業務によって感染したことがはっきりしている医療従事者などではなく、経路が不明であっても、感染リスクが高い仕事に従事し、それにより感染した蓋然性が強ければ労災保険を適用するとした明確な認定基準の周知も進めら

れた。たとえば不特定多数の客に対応する小売店の店員の場合は、蓋然性が強いと判断され、他の感染経路が明らかでない限り業務上疾病として認定されることになる。

それでは新型コロナウイルス感染症の労働災害発生件数と労災保険の請求件数の状況はどうなっているだろうか。

厚生労働省の発表によると、8月31日現在で、累積の労災保険支給決定件数は53,325件となっている。相当な数字だが、請求件数の推移をみるとさらに興味深い状況が分かる。労災保険適用の周知について行政通達が発出された2020年4月以降、請求件数は増加し、翌2021年1月から今年の2月までは毎月千～2千件で推移してきた。ところが第7波で感染者数が急増した影響で今年の3月は5,978件に跳ね上がり、以降は4月8,302件、5月7,192件とすさまじい請求件数となっている。もちろん請求に対応して支給件数も飛躍的に増加し、5月5,008件、6月8,211件、7月6,955件、8月6,684件という具合だ。累積53,325件のうち、5月からの4か月だけで26,858件、ちょうど半分を占めている。このままいけば今年の前代未聞の数字になることは確実だ。

労働災害の全数を押し上げ

全体の労働災害発生件数を見てみよう。労働災害による死亡者数は1999年の1992人以降、おおむね減少傾向が続き、2020年は802人となったが、翌2021年は一転して跳ね上がり867人となった。一方、休業4日以上死傷者数はここ10年あまり漸増傾向となり、2020年が131,156人だったところ、2021年は149,918人と、14%も増加している。

理由ははっきりしている。コロナ禍による疾病が上乘せされているからだ。コロナ禍による労働災害を除くと、死亡者数は2020年で784人、2021年は778人で一応減少傾向は維持している。休業4日以上についても、2020年125,115人が2021年130,586人と漸増傾向の状況は引き続けている格好となる。

また労働災害のうちの業務上疾病についての統計数字は次ページ表のとおりとなっている。労働基準法施行規則第35条別表第1の2で「病原体による疾病」に分類される業務上疾病は2020年に跳ね上がり、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症によるもので、これが全体の件数を大きく引き上げていることが分かる。

こうした労働安全衛生対策の歴史上例をみない現状をどう考えるべきだろう。この3月以降の第7波の状況を考えると、2022年の労働災害統計には桁違いともいえる影響を及ぼすことになるだろう。仮に今年残された9月から12月がそれぞれ

5,000件の発生が続くとすると、1月から8月が33,307件なので、合計53,000件程度となり、これが業務上疾病全体を押し上げて、なんと6万を超えること確実ということになる。

高齢労働者対策と感染症対策が安全衛生の課題に

さて、コロナ禍以外の労働災害発生状況についてどう評価すべきだろうか。厚生労働省の発表では、2018年を開始年度とする第13次労働災害防止計画の最終年度が今年度となることから、目標数値の達成見込の観点からの評価がされている。2017年比で死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させるとしていたものが、達成の見込みがおぼつかない状況となっている。特に死傷者数については増加傾向が続いており、とくに陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店を中心に増加していると分析している。

また、近年の特徴として指摘されているのは高齢労働者の労働災害多発である。高齢者雇用安定法の改正などにより、雇用労働者全体に占める60歳以上の占める割合は着実に上昇している。労働災害による死傷者数で60歳以上が占める割合も、20年前の2000年で15%だったのが、2021年で25%にまで上昇している。労働災害の種類としては転倒、墜落・転落で明らかに高齢労働者の発生率上昇がみられる。

業務上疾病発生状況(休業4日以上のもの)

	業務上疾病全数	うち病原体による疾病	うち新型コロナウイルス り患によるもの
2021	28,071 (157)	19,494 (85)	19,332 (85)
2020	15,038 (98)	6,291 (23)	6,041 (20)
2019	8,310 (80)	113 (0)	
2018	8,684 (97)	171 (0)	
2017	7,844 (89)	105 (0)	
2016	7,340 (77)	125 (1)	
2015	7,368 (120)	201 (1)	

表中の()は死亡で内数。

「13 次防の最終年度となる令和 4 年度は、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底を図りつつ、建設現場等における足場等の高所からの墜落・転落災害、陸上貨物運送事業において多発している荷役作業中の災害の防止対策の徹底、小売業及び社会福祉施設で多発している転倒や腰痛による労働災害防止を図るための意識啓発を通じた自主的な安全衛生活動の普及・定着等を重点に取り組んでいきます。」

厚生労働省の「令和 3 年の労働災害発生状況を公表」ページのコメントにある結語だが、「意識啓発を通じた自主的な安全衛生活動の普及・定着」でどのような効果が得られるか、相当に道は険しいのではないかと考えられる。

福祉、介護の職場や流通関係の職場に高齢の労働者がますます多く働くこれからの職場で、労働災害防止を進める対策とし

ては、職場のハード面での安全対策を誘引するような助成制度の拡充など、さらに具体的な施策が必要になるのではないだろうか。そのために業種に狙いを絞った予算措置も必要となると考えられる。

そして職場におけるコロナ禍対策である。感染者が日本中で 2 千万人、感染のため休業する労働者は数知れず、職場での感染と労働災害としての届け出が何万件、まさに未曾有の事態だ。感染症対策を職場の安全衛生活動としていかに取り組むのか、いま解決が求められている焦眉の課題だ。



「命の救済」と「すき間・格差のない救済」を求めて 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が省庁交渉

丁々発止の攻防のなか

患者と家族の会が毎年行っている石綿健康被害救済に関する政府交渉が7月26日、オンラインで行われた。

交渉に先立ち同会は、環境、厚生労働、法務の三省大臣宛に要望書を提出、重点課題について当事者の声を当局担当者に聞かせるヒアリング（患者2名、家族4名（うち3名遺族））をおりまぜて、約2時間のやりとりが行われた。

当局側からは、環境省環境保健部石綿健康被害対策室長の木内哲平氏など各省担当者が出席し、要望各項目について回答、質疑が行われたが、当局から従来の回答から

前進する回答は得られなかった。

6月6日から「中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会」がはじまり、今回の交渉は第1回（6月6日）と第2回（8月26日）の間に開催されたこともあり、この救済小委での議論とも関連して、交渉では厳しいやりとりが行われた。

救済小委では冒頭から、以下に紹介する要望書項目をめぐる攻防となっており、詳細は本誌次号で報告するが、おおまかにいえば、救済給付の改善や救済基金の治療研究への活用などについて会側の説得力ある主張展開に対して、環境省側が救済小委・浅野直人委員長を含む環境省御用達ともいえる「御用学者」と一体となってなりふり構わぬ強引な救済小委運営の挙に出

石綿(アスベスト)健康被害 救済法改正への ③つの緊急要求

「命の救済」の実現と「すき間」と「格差」のない救済の実現に向けて

- ① 「格差」のない療養手当と「すき間」をなくす認定基準の見直し
- ② 治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用
- ③ ~~待ったなしの時効救済制度の延長~~ 改正実現済



てきたものの、会側の的確な反撃が効果をあげている、という状況といえるだろう。

石綿健康被害救済制度の今後を左右する救済小委などを舞台とした改正運動に対する、読者のみなさんのご注目とご支援を切に訴える。

三省に対する要望書（要点）

環境・厚生・法務大臣 宛

「命の救済」の実現と「すき間」と「格差」のない救済を求める要望書

1 療養手当ほか給付の見直し

(1) 救済給付調整金とは別に、遺族に対して年金ないしは一時金、および就学中の子供のいる家庭には就学援護費の支給をすること。

【理由】 現行の給付には、原則、葬祭料（約20万円）以外の遺族への給付が一切ないことは、非人道的で理不尽極まりない。

(2) 「被害者の健康で文化的な生活の確保」するため、療養手当の見直しを図り、今すぐ倍増するいこと。

【理由】 仕事を辞めざるを得ない患者が多くいる。中には年間の世帯の収支合計が発症前に比べて200万円以上も減額になったとする調査結果がある。患者への療養手当は低額一律で収入減への配慮が皆無。近年重要になった中皮腫臨床試験への参加交通費も考慮されていない。

(3) 交通費、差額ベット代、介護保険制度の利用に係る実費について「療養支援手当」を設定して支給すること。

(4) 救済法抜本の見直し提言をした石綿被害救済研究会の外部専門家と石綿健康被害救済小委員会の法律専門家らによるワーキンググループを作りしっかり検討する場をつくること。

(5) 若年時曝露などによる労災給付基礎日額が超低額になる問題を改善すること。

2 「命の救済」に向けた石綿健康被害救済基金の治療研究等への活用

(1) 石綿健康被害救済基金は現在、約800億の残高となっており、この際、石綿被害救済法第一条を改正し、治療研究分野に、石綿健康被害救済基金を活用できるようにすること。

3 肺がんの判定基準と申請・運用のあり方

(1) 肺がんについては、救済法での判定基準が労災保険制度に対して厳格すぎる。建設アスベスト給付金制度で認定された場合には石綿健康被害救済制度で認定する取り扱いと成ったことにも合わせて肺がん判定基準を改善すること。

(2) 胸膜プラークの判定に手術中写真による胸膜プラーク確認を取り入れること。

(3) 労災と救済制度の医師証明を共通フォーマットとするなど現場の医師負担を軽減すること。

4 対象疾病の拡大と給付のあり方

(1) 石綿健康被害救済制度でも良性石綿胸水を対象疾病に追加すること。労災保険制度において卵巣がん、喉頭がん、膀胱がんを対象疾病に追加すること。

(2) 労災保険制度における良性石綿胸水の場合に、検査日や治療日等だけ休業補償

(10 ページへつづく)

深刻な人手不足の大阪がねらう 外国人労働者の活用

コロナ禍をこれ以上考えないようにすることになったこともあり、2019年4月に創設された新たな外国人の在留資格「特定技能」を活用し、今後多くの外国人労働者が流入してくることが見込まれる。私たちが暮らす大阪府では「外国人に選ばれるOSAKA」を目指してOSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会を設置し、この9月8日に第一回協議会が開催された。

この協議会は大阪府および大阪出入国在留管理局（大阪入管）に事務局が置かれ、外国人労働者の受入と共生を進めていく。大阪入管は、「管理から共生へ」という標語を掲げ、多文化共生社会を築いていくための先兵になるという。また、国の218施策に及ぶ「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を積極的に活用し、大阪に外国人労働者が流れてくる枠組み作りのヒントを提供してくれる。

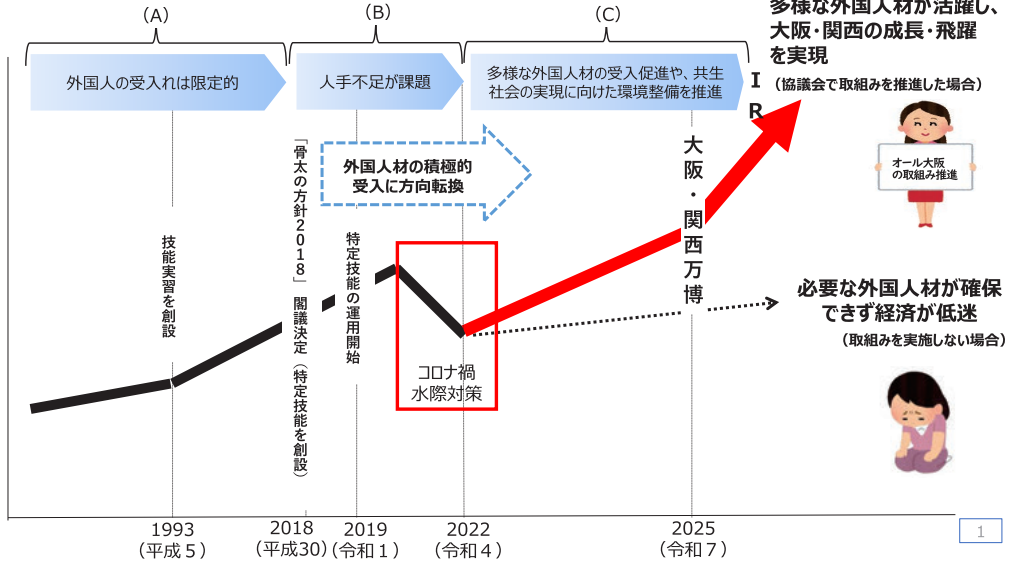
大阪府にとっては、なんとと言ってもきたる大阪万博とその後の発展が最大の関心事である。万博に向けて莫大な費用を投入している以上、なんとか開催したもののそこで力尽きてしまっただけではいけない。万博後も発展していくビジョンがどうしても必要なのである。次ページ上の図は「外国人労働者があるとき」と「外国人労働者がいないとき」を図解したもので、この絵のように、外国人労働者がいないと、万博も盛り上がり

ないし、万博後はもはや立つこともできなくなってしまうおそれがある。大阪のために外国人労働者は不可欠と言っても過言ではない。

また、第1回協議会では、「どんな分野に外国人労働者を配置するか」という夢も議論された。次ページ下の図によると、大阪万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」にあわせて、不老長寿の研究や空飛ぶ車の開発において、日本人にはない感性を持ち込んでほしいということと思われる。

ところで、両図で多用されている「多様な外国人材」とはどのような人材だろうか。日本語では、意味のない修飾語を入れないと文章として落ち着きがなくなることがあるので、とりあえず入れているだけかもしれないが、下図では「成長をけん引する人材」、「現場を支える人材」、「専門性のある人材」、「得意分野を持つ人材」、「働く意欲のある人材」、「大阪に魅力を感じている人材」と例示している。しかし、「現場を支える」ことで「成長がけん引」される。現場を支えるためには「専門性」が必須だろうし、「得意分野」とは「専門性」の言い換えでしかない。「働く意欲のある人材」については、そんなレベルでいいのかと不安になるし、「大阪に魅力を感じている」に至っては「何か大阪にまつわるようなこ

【外国人材の受入に関する方針の変遷（イメージ）】

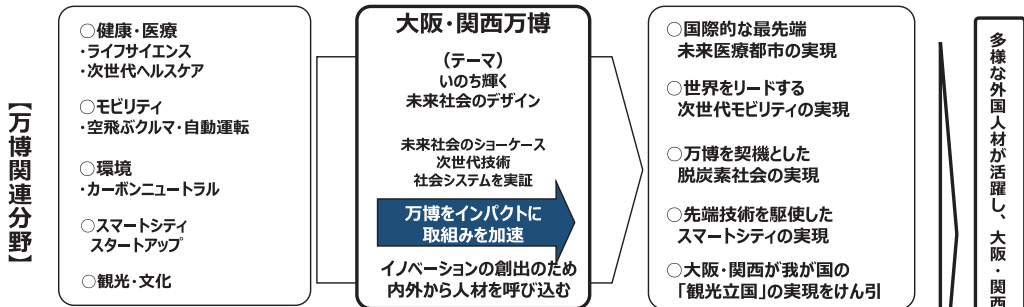


【取組項目等】

【2025年】

【未来社会（万博後のめざす姿）】

【大阪・関西万博を契機とした「未来社会」の実現に向けたイメージ】



※大阪・関西万博を契機とした「未来社会」の実現に向けて（大阪版アクションプラン）を参照

【外国人材増加のイメージ】



とを入れておこう」と取って付けたように入れたように思える。本来であれば、観光や文化紹介のために大阪府が多様な出身国からなる外国人スタッフを複数雇って、国立文楽劇場を外国人観光客でいっぱいにするくらいアイディアを出せば良いのだ

が、そもそも大阪の現体制が金にならない文化は不要というスタンスだから、そんなことに思い至るはずもない。

次に準備会で抽出・共有した課題を見てみよう。はじめに前提として、これまでは外国人労働者について東京に大きく後れを

取っていた。ここ2年は来日者が少ないという側面もあるが、実は令和3年度の外国人労働者数は過去最多であるにもかかわらず、多くが東京で就労し、さらには愛知県にまで負けている。さすがに愛知を抜くポテンシャルはあると信じたいのが大阪の心情であろう。

愛知を追い抜くためには、大阪の状況を的確に把握しなければならない。国が外国人労働者が入国しやすい環境を整備するという前提で、大阪側で用意できることも準備会で検討されている。次ページの図は、外国人住民に対するアンケートと、外国人労働者を受け入れている事業所に対するアンケートの集計である。

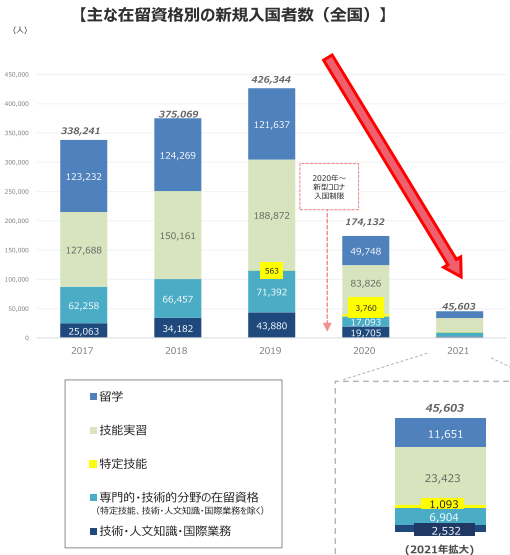
いかにも複数回答可でもっともらしい選択肢を選んだような結果になっているが、

結論には「受け入れた外国人が安心して働き暮らしていくには、相談体制や日本語教育の充実が必要」と書かれている。しかし、相談体制が整備されることではなく、ストレスなく快適に生活ができる環境を整備してほしいと外国人住民は思っているのではないだろうか。相談窓口を設置しても、解決につながらなければストレスは増すだけである。また、日本語教育についてはこの回答からあまり必要とされているように思えない。外国に住んだことのある人であれば分かるが、滞在国の言語ができなければできないでなんとかなるので、生活するうえでそれほど重要ではないのである。

さて、このような施策をオール大阪で取り組むことによって、東京、愛知に行けなかった外国人労働者については大阪で引き

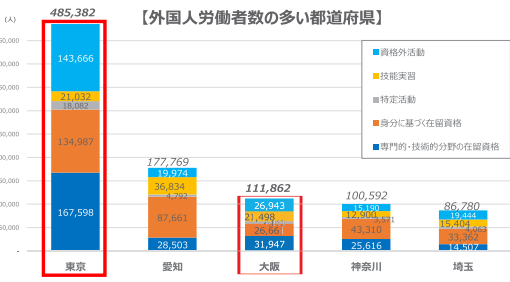
受入に関する課題（1）コロナ禍により日本離れに拍車

- 水際対策により、約2年間、新規入国者数は激減
- 特に就労を目的とする在留資格及び留学の入国が激減しており、中長期的な日本の国際競争力に影響を及ぼす懸念



受入に関する課題（2）高度人材の獲得競争

- 府の外国人労働者数は、東京都、愛知県に次いで全国で第3位
- 東京と大阪では、専門的・技術的分野で約13.5万人の大きな差
- 特に高度人材は、東京に集中



【在留資格別・外国人労働者の多い都道府県】

順位	外国人労働者計	専門的・技術的分野	技術・人文知識・国際業務	特定技能	技能実習	身分に基づき在留資格	資格外活動(留学)
1	東京 485,382	東京 167,598	東京 138,136	愛知 3,517	愛知 36,834	東京 134,987	東京 114,952
2	愛知 177,769	大阪 31,947	大阪 24,993	東京 2,519	愛知 21,498	愛知 87,661	大阪 22,665
3	大阪 111,862	愛知 28,503	愛知 20,230	大阪 2,245	大阪 21,032	大阪 43,310	大阪 17,794
4	神奈川 100,592	神奈川 25,616	神奈川 18,365	神奈川 2,177	神奈川 15,404	神奈川 39,627	愛知 15,930
5	埼玉 86,780	埼玉 14,507	埼玉 10,058	埼玉 1,717	埼玉 15,001	埼玉 33,362	埼玉 13,217
6	千葉 68,155	千葉 12,666	千葉 8,205	神奈川 1,267	茨城 14,351	大阪 26,661	千葉 11,255
7	静岡 66,806	兵庫 7,041	兵庫 7,041	茨城 1,257	千葉 13,952	大阪 22,853	神奈川 10,019
全国	1,727,221	394,509	291,192	29,592	351,788	580,328	267,594

出典：出入国在留管理庁「令和3年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について」

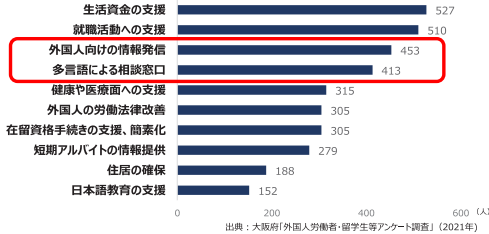
出典：厚生労働省「外国人雇用状況調査状況」（2021年10月末時点）

【府内在住外国人：多文化共生社会で重要なこと】 (単一回答, N = 626)



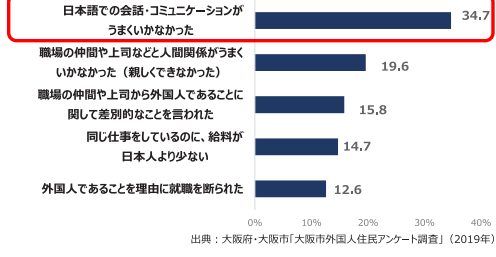
出典：大阪府・大阪市「大阪市外国人住民アンケート調査」(2019年)

【府内在住外国人：行政に期待する支援策】 (複数回答, N = 1,200)



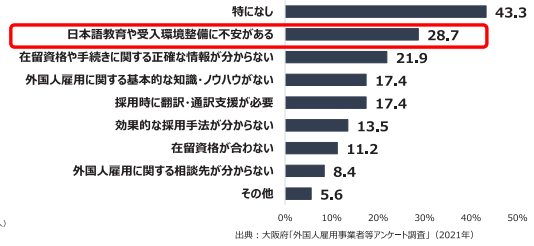
出典：大阪府「外国人労働者・留学生等アンケート調査」(2021年)

【府内在住外国人：外国人の仕事における経験】 (単一回答, N = 626)



出典：大阪府・大阪市「大阪市外国人住民アンケート調査」(2019年)

【府内事業者：外国人採用における課題】 (複数回答, N = 178)



出典：大阪府「外国人雇用事業者等アンケート調査」(2021年)

受け入れた外国人が安心して働き暮らしていくには、相談体制や日本語教育の充実が必要 7

受けることができるかもしれない。実際は他府県でも同じような協議会は設置されていて、大阪は比較的后発県になるのだが、これからは和歌山県に来たものの労働条件が悪い、長崎県に来たもののもっと都会で暮らしたいという外国人を引きつけること

も可能になる。とはいえ、どのような外国人労働者が来るのか、ということには今のところ関心がなく、事業所が欲しがらる労働者をどのように確保するか、ということにばかり着目しているように思える。

(6 ページのつづき)

支給対象とし「著しい呼吸機能障害」がない者へは支給をしなくてよい旨本省から指示していることの経過や医学的根拠を示すこと。

5 周知徹底

- (1) 各法務局での死亡診断書の原則 27 年間保管を徹底し、人口動態調査における「死亡票」も活用すること。
- (2) 受診時に、病院の医師から患者への労災保険制度や石綿健康被害救済制度について情報提供をすることを義務付け、徹底した個別周知による「すき間」のない救済を実行すること。

6 民間部門におけるピアサポート活動等の周知と支援

- (1) 行政窓口において民間部門のピアサポート等に関する情報提供を行うこと。グリーンケア等に取り組む被災者団体の情報についても当事者遺族に周知すること。



死ぬまで元気です



Vol.51 右田 孝雄

皆さん、こんにちは。

私は相変わらず元気ですと言いたいところですが、実は9月の初旬辺りから右脇腹に鈍痛が出てきて、それが徐々に断続的に起こるようになってきました。今までとは全く違う痛みにおかしいと右脇腹を触ってみました。そしたらなんと！肋骨の下の方あたりがポコッと腫れているんです。こりゃやばいと主治医に連絡しようと思ったのですが、主治医が一週間夏休みを取っていることを思い出し、翌週の診察日まで我慢することにしました。それでもその週末に日本石綿・中皮腫学会があったのでそこで発表する私は、早めに会場へ行って、懇意にしてもらっている医師に相談しました。すると、やはりこの膨らみは早くCTを撮って調べて適切な治療をしなくてはいけないということでした。翌週の診察日にさっそく相談して、新しい病院を受診することにしました。さあ、私にとって第2ステージのスタートかと思っています。

さてこの間ですが、9月17、18日に兵庫医科大学平成記念会館で日本石綿・中皮腫学会の学術集会が開催されました。ハイブリッド（リアルとオンライン）で開催さ

れましたが、私は色々な先生方とコミュニケーションを取りたかったので現地に行きました。また初日の学術集会で6分、2日目の市民公開講座では20分の発表をすることになっていました。しかも、両方とも発表は最後の登壇でした。この発表の準備も以前からしていましたが、石綿健康被害救済小委員会も8月下旬にあったので、そちらの準備も忙しく、話をする資料は作ってましたが、話の内容を覚えることはできず、当日は両日ともペーパーを持っての登壇でした。やはり壇上から見渡すと一気に緊張感が走り、この時ばかりは「自宅でオンラインで話した方がよかったかな」と思いました。

どうにか、発表も無事に終え、2日間の学会も終わりましたが、感想としては、腹膜中皮腫は胸膜中皮腫より明らかに石綿のばく露量が多いことから、女性の腹膜中皮腫の中には石綿が原因ではないものがあるとした発表があったこと、また、高分化乳頭状型中皮腫はWHOでは高分化乳頭状型中皮腫瘍に分類されたことで悪性化しない限り、救済制度の認定はされないということが発表されたことは活動をするものとし

て衝撃的でした。他には、広島大学で行われている拡散医薬の開発の臨床試験や腹膜中皮腫の外科手術についての発表があったり、オブジーボ+ヤーボイの成果が著しい奏功を見せていることなど今までとは少し趣向も違う学会となったことで目の離せない2日間となりました。

今までは治療もワンパターンのものでしたので、積極的な活動もできましたが、これからは、自分の体のことも考えながらも楽しいことをどんどんしたいと思っています。私はやはり死ぬまで元気であります。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

参加
無料
事前申込

日時 2022年11月22日(火) 14:00～

開場：コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(グランフロント大阪北館B2F)

講演1 「ハラスメントのない職場環境に向けて」

アトリエエム(株)代表取締役 三木 啓子氏

講演2 「過労自殺とハラスメント」

甲南大学名誉教授 熊沢 誠氏

主催：厚生労働省 後援：大阪府

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考
える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議



韓国からの ニュース

■職場内いじめ「目を瞑る使用者」の責任を問う判決が増加

職場内いじめ禁止法の施行3年。加害者だけでなく、これを黙認・ほう助した会社の法的責任を認める傾向が強まっている。裁判所はいじめが発生したという事実を知りながら放置した使用者は、加害者と同等の責任を負うと認めたり、二次加害を放置することもまた二次加害と同じ責任を課し、使用者の責任範囲を広く解釈する傾向がある。

職場の甲質119が3年間の職場内いじめに関連する判例の中から、有意義な18件を分析した「職場内いじめ判例と事例報告書」を31日に発表した。報告書によると、職場内いじめを放置した使用者に対しても損害賠償責任があるとする判決が増えている。

昨年12月、大邱地方裁判所浦項支院は、上級者から数回の強制的な醜行を受けたAさんに、加害者に対する刑事告訴を取り下げるように勧めたBさんと会社に1千万ウォンを連帯して支払えという判決を行った。Bさんの被害者に対する二次加害を認め、これを放置した使用者にも責任があると見た。もちろん使用者の責任を認めない判例もある。損害賠償責任の有無は、該当の事件に業務関連性があるか否かにかかっていた。

職場内いじめ関連の事件で、損害賠償額が高くなった点も注目する部分だ。損害賠償金額は概して300万ウォン内外だったが、最近1千万ウォンの金額を慰謝料と認定した判例が出ている。職場内いじめに対する警戒心を呼び起こすという点で意味が大きい。

裁判所が意味のある判決を出すからには、労働部も積極的な管理・監督に取り組むべきだという指摘も提起されている。

職場の甲質119は、△職場内いじめ措置義務違反に対する処罰基準の強化、△いじめ判断に対する細部的なガイドライン作り、△社内被害勤労者保護プログラムの運営と提言、△担当勤労監督官の感受性の強化などを要求した。2022年8月1日 毎日労働ニュース オ・ゴウン記者

■配電労働者の「甲状腺がん」初の業務上災害認定

活線作業をして超高圧電磁波にばく露し、甲状腺がんを発病した電気労働者が、裁判所で業務上災害を認められた。配電工の白血病は2018・2019年に労災と認定されたことがあるが、甲状腺がんに対する法的判断は今回が初めてだ。

ソウル行政裁判所は先月20日、配電電気工のAさん(53)が勤労福祉公団に提起した療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴の判決を行った。訴訟が提起されて1年6カ月振りのことだ。

Aさんは1995年から2020年までの約20年間、配電電気工として働き、活線作業に従事した。初めの3年間は停電状態で作業したが、「無停電作業」方式が一般化し、1998年から電気が流れる電柱に上がり、送配電線路の維持・補修を担当した。直接充電部で作業する「直接活線工法」が採用され、一人で活線作業車を運転して配電工事を行った。多い時は一日に電柱20～30ヶ所の機材を交換し、電柱7～8ヶ所の電線を交換した。電柱が倒れたり、夏場の電力需要の増加で変圧器が故障すると、随時、電柱の点検に投入された。

Aさんは、2015年11月頃「甲状腺乳頭がん」の診断を受けた。2万2千ボルトの超高压電流が流れる状態で、超低周波磁場のような電磁波にばく露し、がんが生じたと推定できる状況だった。Aさんは普段、これといった基礎疾患もなかった。

Aさんは2020年3月、公団に療養給付を申請したが、不承認の決定を受けた。極低周波磁場のばく露と甲状腺がん発生との因果性を裏付ける研究が不足しており、甲状腺がんに関連があると知られている有害因子の職業的ばく露はないというのが理由だった。また、電気工に甲状腺がんが特異に高く発病していないと、公団は判断した。

Aさんは昨年1月に訴訟を起こした。

裁判所は活線作業と甲状腺がんの相当因果関係を認め、Aさんに軍配をあげた。裁判所は「Aさんが配電電気工として勤務している間、継続してばく露した極低周波磁場が、体質などの他の要因と共に複合的に作用して、甲状腺がんを発病させたり、少なくとも発病を自然経過以上に悪化させた原因になったと推定できる」と判示した。

労働界と学界は職業性疾患に対する「前向きな判決」という意味を付与した。朝鮮大学のイ・チョルガブ教授(職業環境医学科)は、「公団は今まで、医学的・自然科学的な研究結果が足りないという理由で労災を認めなかった」が、「裁判所は研究結果だけで簡単に因果関係を否定してはならないとし、労災保険制度の目的を明確にした」と評価した。
2022年8月3日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■大韓航空に続きアジアナ航空乗務員も「放射線ばく露」労災認定

26年以上アジアナ航空で勤務し、「骨髄形

成異常症候群」の診断を受けた乗務員Aさん(57)が放射線ばく露による労災を認定された。アジアナ航空の乗務員では初めてだ。これまでに放射線ばく露で労災認定を受けた航空機乗務員はすべて大韓航空の所属だった。

勤労福祉公団の「業務上疾病判定書」によると、疾病判定委員会は先月4日、「Aさんが26年以上国際路線に投入されて勤務した点、航空機が北極上空を運行する時、自然放射線の水準以上に放射線にばく露すると知られている点、類似作業から血液がん認定事例が確認される点、などを総合的に考慮すれば、申請傷病と業務とに相当因果関係が認められる」と一致意見を出した。

1990年12月、アジアナ航空に入社したAさんは、2018年2月まで客室乗務員として働きながら、年間約890時間ほど搭乗した。このうち、高緯度を移動する国際線への搭乗は年間882時間で、搭乗時間のほとんどを占めた。Aさんは2018年1月、糖尿病で検診を受けていたときに白血球の数値異常が見付かり、検査の結果、「骨髄形成異常症候群」と診断された。

Aさんは今年1月に勤労福祉公団に労災を申請した。

委員会は昨年、大韓航空の乗務員に対しても、許容値よりも被爆放射線量が低かったが、労災と認定した。当時、委員会は「宇宙放射線の測定装備と被爆量の予測モデルには限界がある」として、「故人の累積放射線ばく露量は1.4～2.1倍増加する可能性がある」と判定した。航空乗務員の放射線被爆労災は昨年初めて認められた。計6件のうち大韓航空の乗務員が5件で、今回、アジアナ航空の乗務員が初めて認められた。2022年8月19日 京郷新聞 ユ・ソンヒ記者

■労働・市民社会が結集した「重大災害専門対応機構」が発足

重大災害に対応する運動本部が23日に発足した。重大災害が発生した場合、運動本部で活動する労働専門家と法律家、市民社会などが共同で対応して、経営責任者に対する処罰ときちんとした真相究明にまで繋がるように追求するのが、運動本部の主な活動だ。

民主労総は同日、記者会見を行い、「重大災害のない世界づくり運動本部」（運動本部）の発足を宣言した。運動本部には民主労総の他にも労災被害家族ネットワーク「二度と」、全国民衆行動、民主社会のための弁護士会、参与連帯、金鎔均（キム・ヨンギョン）財団、人権運動ネットワーク「願い」などが参加した。いずれも「重大災害処罰等に関する法律」（重大災害処罰法）制定運動の先頭に立った団体だ。

民主労総のイ・テウィ労働安全保健委員長（運動本部執行委員長）は、「重大災害処罰法が施行された今、むしろ法が無力化されている」とし、運動本部発足の背景を説明した。

重大災害処罰法は1月27日に施行されたが、重大災害は依然として減っていない。特に、重大災害事件の中で、雇用労働部が起訴意見で検察に送致した事件は、8月1日までに17件に過ぎない。この内、検察が起訴したのは1件だけだ。

運動本部の重大災害対応は、△法律対応、△被害者支援、△安全保健支援、△市民社会との連帯、などで構成される。重大災害事件に対する法律支援はもちろん、遺族懇談会と政府との面談の役に立ったり、重大災害対応時の現場支援、市民社会との連帯を求めるなどのやり方で行う予定で、重大災害処罰法を強化するための法改正運動も並行して行う。

このために、共同代表団と執行委員会、

執行チーム、地域別重大災害対応機構などの組織も構成した。共同代表団としては、民主労総のヤン・ギョンス委員長（労働）と参与連帯のハン・サンヒ共同代表（市民社会）、民弁のチョ・ヨンソン会長（法律）、労災被害家族ネットワーク「二度と」のイ・ヨンゲンさん（労災被害者）などが就任した。

記者会見の出席者たちは、重大災害処罰法施行から半年で、このような運動本部を再び作らなければならない現実に、惨めな思いだと訴えた。2022年8月23日 民衆の声ナム・ソヨン記者

■機械が余りに速く回り「非常スイッチ」に8980万の損賠を請求

韓国タイヤが、工場設備の安全措置が不十分だとして機械の稼働を中止させた金属労組韓国タイヤ支会の支会長と幹部2人に、8980万ウォンの損害賠償請求訴訟を起こした。

ハンギョレの取材を総合すると、韓国タイヤのキム・ヨンソン支会長は、6月19日の朝5時40分頃、大田工場でトラック用のゴムタイヤを成形する回転体の機械2台の安全センサーが作動していないとして、機械の非常スイッチを押して生産ラインを停止させた。製品の生産ラインは約10時間後の午後（18ページへつづく）



前線から

クラブマネージャーの石綿ばく露救済事案

大阪

2020年9月関西労働者安全センターに一本の電話が掛かってきた。石綿健康被害に関する相談で、胸膜悪性中皮腫の疑いがあるというものであった。詳しい詳細を伺うため、同年10月6日火曜日片岡さんと私は、兵庫県内の相談者自宅で話を伺うことになった。相談者の自宅で待っていたのは、相談者本人、妻、長男夫婦の4人だった。(以降、相談者はK氏と記載)

まず病状について伺う。2020年8月突然に息苦しくなり近隣のM内科を受診したところ、レントゲン所見で、肺が白く曇っている、大きな病院で見てもらってくれと、B病院を紹介され受診した。同年8月21日から9月2日まで入院し、胸水を抜くなどの処置を受けたが、病名が分からず、市立I病院を紹介され転院した。入院しながら詳しく

検査を行い、胸膜悪性中皮腫の疑いがあると診断された。その後、専門病院である兵庫県のH医科大学付属病院を紹介され、9月16日にH医科大学付属病を初診、検査のため10月20日から入院することが決まっていた。

アスベストばく露について、私はK氏がどこで、どの様にアスベストにばく露したのか疑問に思っていたが、その答えはすぐに返ってきた。

K氏はもともと飲食業に従事していて、1970年頃、知人が飲食業（サパークラブ）を開業するので手伝ってほしいとマネージャー待遇で雇用された。午前9時から喫茶の部、午後6時から翌朝3時までクラブにて勤務するという就労実態であった。このクラブに1985年まで就労したがオーナーがクラブを閉店する

ことなり、雇用は終了した。しかし、同店舗を賃貸し、焼き肉店として経営することになり、内装を改装して営業を始めた。ところが、2012年になってビルオーナーが更地にした上で土地を売却することとなった。その際、解体業者が見積もる段階でビル内に多量の吹きつけアスベストが使用されていることが判明し、それを覚えていたK氏はアスベストばく露との因果関係を疑い今回の相談につながったものであった。

そもそも、どのような場所にアスベストが使用されていたのか、偶然にも当時の店内の写真をパネル化したものがあり、見せてもらうと壁・天井一面にアスベストが吹き付けてあった。アスベストの吹きつけ量は見積もり業者によると200㎡に及んでいた。それらの話を聞き取った後、労災申請する準備として、すでに廃業したサパークラブについて、当時の同僚等に様子を聞き取れる人がいないか探すよう依頼をして面談を終了した。

氏は同年10月H医科大学付属病院に入院、PET

検査、生検等を行い、悪性胸膜中皮腫と確定診断され、抗がん剤での治療及び胸膜剥皮手術を行うことになった。

10月下旬、同僚との連絡が取れ、聞き取り可能とのことで私は、大阪府下に居住する元同僚から当時の話を聞くことになった。

元同僚からの聞き取りでは、当時のK氏は人事から厨房及び店舗を運営する上での業務すべてをこなし、日々の就労時間は18時間以上を超え、睡眠時間は毎日4時間程度しか無く、休日も皆無に等しかったと述べていた。アスベストばく露については、同僚は全くわからず、埃ばい店で通路の隅には、綿ぼこりの様なものがあつたと記憶しているとの報告があつた。また、給与等は月給制で払われていた（労働者性を示もの）との報告を受けた。それらの状況を書面にまとめる一方で、病院側に療養補償給付や休業補償給付の依頼のため、まずB病院に依頼に行った。病院の窓口で説明を行って一端帰宅したが、後日、B病院から労災申請に対する協力を拒否され

た。改めて病院に依頼に行くも医院長は面会拒否、医事課窓口は趣旨は十分理解してくれているものの、医院長が完全に拒絶した。困り果て、今回の申請先である堺労働基準監督署の担当官に相談し、担当官からも病院を説得するものの、病院側が聞き入れず、請求行為が遅れたら、全ての手続きが遅れるので、一端B病院は結果が出てから後回しとし、市立I病院及びH医科大学付属病院の申請を行うことで担当官の理解を取り付け、同年11月16日に堺労働基準監督署へ労災申請した。その帰り道、クラブのあつた場所は現在どようになっているのか立ち寄ってみると、新しいビルが建築中であつた。

申請以降、随時K氏宅を訪れ、治療の具合を聞いたり新たな同僚をさがしてもらっていた。また、手術後は定期的に検査を行っていたが、PET検査で再発が発覚し、免疫療法のオプジーボの投与が2021年11月から始まり、2回目以降その副作用として脳症を発症したため、免疫療法は一端中止し、脳症の治療に専

念した。幻聴、幻覚、統合失調症のような症状を発症して、11月24日にはH医科大学付属病院の系列病院（精神科を中心とする病院）に転医し、日常会話も困難な状況となってしまった。同時に新型コロナウイルスの影響のため面会ができない状況も続いた。行政の判断が遅いため、アスベスト事案を担当する大阪労働局の高度労災補償調査センターに現状の確認をしたところ、本年8月本省稟議に上げたとの報告を受け、早急に判断するよう促した。

年が変わった2022年同僚証言を大阪労働局に何件か送り、再度早期の決定を促し、判断を待っていたところ、2月25日、K氏の妻から電話で、K氏の様態が悪化したので、H医科大学付属病院に転移するとの連絡が入った。その2日後にK氏が亡くなったという訃報を聞き、結果も知らされないまま亡くなることになり、複雑かつ残念な気持ちで大阪労働局に電話を入れると、年度内（2022年3月末まで）に結論が出るとの報告を聞いて、決定の知らせを待った。

4月13日、大阪労働局からの連絡が遅いため、問合せしてみると、担当官から労災と決定したとの口頭報告を受け、直ちにK氏の長男夫婦へ知らせた。この段階で、K氏の妻はあまりに急な主人の逝去に精神的落ち込みが激しく、長女の家で過ごしていることがわかった。

K氏が亡くなったことにより埋葬費及び遺族年金の

申請を行った。また、B病院での療養補償給付と休業補償給付並びに、本年1月から2月27日までの休業補償給付申請を行えば全ての手続きが終了となる。

労災申請から1年4ヶ月、あまりにも長い月日、時間が経過した。何が問題だったのか私なりに整理すると、クラブのオーナーやその関係者が全て親戚縁者だったことや雇用形態によ

る労働者性、ビル内のアスベストの飛散状況の認定、様々な問題が考えられるが大阪労働局は中身を明かすことは当事者にもしないであろう。これだけアスベストが社会的問題となっている中、労災保険は労働者救済する制度である。そうならば、早急な認定が期待される場所である。(事務局 林繁行)

(15ページのつづき)

3時30分頃に再開された。労組の説明によれば、2020年11月にも、同じ種類の機械のセンサー故障で、労働者の身体が巻き込まれて、結局死亡した事故があった。キム・ヨンソン支会長は「高速で回転する機械なので、人が近づくと自然に止まらなければならないのに、その機械は普段よりもっと速く回転し、防護機能も正しく作動しなかった」、「会社に安全措置を執って欲しいと思って非常スイッチを押したのに、1年の年俸を遙かに越える請求額が書かれた訴状を受け取って、当惑している」と話した。

韓国タイヤは、機械に特別な異常がなかったにも拘わらず、労組が無理に作業を中止させたという考えだ。会社の関係者は「労組が、センサー機能の故障でもないのに、『機械の回転速度が速い』という理由で非常スイッチを押したものと理解している」とし、「生産への打撃が大きいわけではなく、(損害は)今後の残業などで埋められることもあるが、不必要な費用を伴うこともあり、(損害賠償を)請求した」と説明した。

産業安全保健法により、労働者は労災が発生する急迫した危険がある時、作業を中止して待避できる「作業中止権」を持つ。しかし、会社が作業の中断による損害賠償訴訟を起こす可能性があり、事実上、使われていない。現代自動車は15年以降、労組に対して、作業中止による損害賠償訴訟を7件を起こしているが、そのうち5件(訴訟取り下げ2件、現在裁判中1件)は、現代車の勝訴が確定している。

会社側が労組を相手に起こす巨額の損害賠償訴訟は、それ自体が労働者を精神的に圧迫する道具だ。国と双龍自動車が、2009年の整理解雇に反対する玉砕ストライキを闘った金属労組・双龍自動車支部に対して起こした損害賠償訴訟は、13年が過ぎた今も決着がつかないまま最高裁に係留されている。双龍自動車支部の組合員たちは、近い内に、損害賠償訴訟による集団トラウマの診断記録を最高裁に提出する予定だ。2022年8月26日 ハンギョレ新聞 シン・ダウン記者(翻訳: 中村猛)

8月の新聞記事から

8/2 広島地検に勤めていた当時29歳の男性検察官が2019年に自殺したのは長時間労働やパワハラが原因だとして、遺族が国に公務災害を申し立てている。遺族側は法務省担当者に面会し進捗を尋ねたほか、再発防止策をまとめた要望書と、友人らの署名も提出した。男性は裁判を担当する広島地検公判部に所属していた。地検の入退館記録やパソコンのログイン記録などから計算すると、亡くなる直近6カ月では時間外労働が平均80時間以上あったほか、100時間を超える月もあった。また、男性は知人に「上司から机をたたきながら『司法修習生以下だ』という趣旨のことを言われた」と明かしていた。

8/4 東京電力福島第1原発事故で廃炉になった同原発1～6号機で、大量に使われたアスベストがほとんど除去できていない。原子炉建屋が放射性物質で汚染されているため、通常でも慎重な作業を要する石綿の除去を一層難しくしている。東電によると、1～6号機では防音材に使った吹き付け石綿が約900平方メートルある。配管の継ぎ目など約1万5000カ所には、石綿製のジョイントシートやシール材を使っている。2021年3月時点で、どちらも全く除去できていないという。

2016年6月に山形県川西町の男性職員(25)が自殺した問題で、町が労働時間を正確に把握していなかったなどとして、男性の遺族が町を相手取り、約1億1249万円の損害賠償を求めて山形地裁米沢支部に提訴した。提訴は7月20日付。川西町職員だった安部幸宗さんは、2016年4月から長時間労働が続いたことで、うつ状態となり自殺した。第三者委員会の調査では、長時間労働が自殺の原因と認め、去年12月に公務災害と認定された。第1回口頭弁論は、9月20日に開かれる。

8/17 4大公害病のイタイイタイ病を巡り、富山県が2015年以来、7年ぶりに患者を認定していた。認定されたのは富山市内の女性(91)で、201人目。従来の審査で判断根拠とされてきた、腰骨を削る「骨生検」ではなく、血液とX線の検査結果などから結論づけた。認定は8日付け。今後、原因企業から賠償金が支払われる。

8/19 東近江労働基準監督署は、労働安全衛生法違反(労災かくし)の疑いで、滋賀県甲賀市の製造業「日立建機ティエラ」と同社の男性課長(45)を書類送検した。容疑は、2020年8月25日、甲賀市の本社工場で、男性作業員(24)が右脚を骨折し休業4日以上を要する労働災害があったのに、今年4月28日まで同労基署に報告しなかった疑い。作業員は1カ月以上休業した。

8/22 上司のパワハラが原因で従業員の男性(29)が自死したとして、男性の両親が勤務先の日本重化学工業と上司に対して計約1億円の損害賠償を求めていた訴訟の判決が、東京地裁であった。裁判長は原告側の請求を棄却した。経理部だった山口天さんは、労働組合の仕事も兼務しており、2017年ごろから短期間に出張が重なるなど、業務が増えていたという。判決は、会社側は「天さんの精神状態になんらかの異変が起きている可能性」に気づけたとしても、自死につながる精神疾患までは認識できず、危険は予見できなかったと結論づけた。会社がつくった第三者委員会でも、パワハラは認められなかったため、両親は2019年12月に提訴に踏み切った経緯がある。労災申請もいまだしていない。

8/23 建設現場でアスベストを吸って肺がんで死亡し

たとして、建設作業員だった男性の遺族が建材メーカー「日本インシュレーション」(大阪市)に損害賠償を求めた訴訟は、大阪地裁で和解が成立した。会社側が遺族に謝罪し、解決金1287万円を支払う。「建設アスベスト訴訟」を巡り、メーカーとの和解は初めてになる。奈良市の男性は1981～97年、鉄骨に耐火材を取り付ける日本インシュレーションの専属下請け作業員として働き、99年に肺がんで74歳で亡くなった。男性の妻は19年5月、国と同社を相手取り提訴。国とは最高裁判決後に和解した。

8/24 外国人技能実習生の労働災害を報告しなかったとして、岡山市の建設会社「シックスクリエイト」と元営業部長の男性が労働安全衛生法違反の罪で罰金20万円の略式命令を受けた。この会社では2020年5月、業務中のベトナム人技能実習生が仕事を4日以上休むけがをしたが、労働基準監督署に報告していなかった。

8/25 東京都渋谷区のイベント制作会社に勤めていた男性(38)が2020年に自殺したのは、和歌山県の高野山で僧侶が世界平和を祈る式典を担当した際の過重労働などで精神障害を発症したためとして、渋谷労働基準監督署が労災認定していたことが分かった。男性は19年2月に入社。同7月から、国内外の僧侶らが高野山で祈りをささげる式典のディレクターを務めた。代理人側の計算では「1か月の総労働時間400時間超」男性の勤務はコアタイムが決められたフレックスであり、始業・休憩・終業は自己申告で、会社が管理していなかった。

8/26 2018年に青森県八戸市の住宅建設会社「ハシモトホーム」に勤務していた男性が自殺したのは、上司からのパワハラが原因だとして、遺族が損害賠償を求めた訴訟で、和解が成立した。今年23日に和解が成立、26日提訴を取り下げた。和解では、パワハラや長時間労働を謝罪した上で、今後、調査委員会の結果に基づき関係者や責任者の処分を行うとしている。また、原告側に慰謝料が支払われたほか、今後3年間、男性が亡くなった2月に再発防止策の実施状況をまとめ、遺族に報告する。

三菱電機の新入社員だった男性が2019年に自殺した問題で、三菱電機は、上司からのパワハラが原因だったと認めて遺族に謝罪し、和解が成立した。2019年8月、三菱電機の新入社員だった20代の男性が、兵庫県三田市の公園で自殺し、現場には、教育主任の男性社員から「自殺しろ」などと言われたことを記したメモが残されていた。遺族側と三菱電機側が話し合いを続け、3年たった今年23日付で和解が成立した。合意書によると、三菱電機は、自殺の原因がパワハラであったことを認め、再発防止策の実施や解決金を支払うことなどで合意したという。

8/29 学校法人追手門学院(大阪府)が2016年に開いた職員研修で、外部講師が「腐ったミカン置いておけない」などと発言した問題で、受講していた元職員の男性がうつ病になったのは繰り返し退職を強要されたことが原因だとして、茨木労働基準監督署に労災認定された。労基署は「退職勧奨とも人格否定ともいえる発言」であり、委託した学院の意向に沿ったものだと認めた。労災認定は3月25日付。男性は学院幹部との面談で退職勧奨を受け、16年8月22～26日の職員研修で、コンサルタント会社「ブレインアカデミー」の外部講師から連日、17年3月末での退職を受け入れるよう求められた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259